

○鹿兒島県警察公安捜査隊の設置に関する

訓令 (平成10.9.4 鹿兒島県警察本部訓令13)

題名…改正(平成20.4訓令7)

改正 平成20.4訓令7

(趣旨)

第1条 この訓令は、警備犯罪の捜査を組織的かつ効果的に行うため、鹿兒島県警察公安捜査隊（以下「公安捜査隊」という。）の設置及び組織並びに運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

本条…一部改正(平成20.4訓令7)

(公安捜査隊の設置)

第2条 鹿兒島県警察に、公安捜査隊を置く。

本条…一部改正(平成20.4訓令7)

(任務)

第3条 公安捜査隊は、大規模又は重要な警備事案が発生した場合において、捜査活動の中核として警備犯罪の採証、検挙、取調べ等に当たることを任務とする。

本条…一部改正(平成20.4訓令7)

(編成)

第4条 公安捜査隊は、警察本部及び各警察署において警備、生活安全、刑事の各部門の警察官をもって編成する。

本条…一部改正(平成20.4訓令7)

(公安捜査隊員の選考)

第5条 関係所属長（警察本部関係所属の長及び警察署長をいう。）は、当該所属警察官の中から公安捜査隊員として適性を有する者を選考するものとする。

本条…一部改正(平成20.4訓令7)

(招集)

第6条 警察本部長は、第3条の警備事案が発生した際に必要があると認めるときは、公安捜査隊を招集することができる。

本条…一部改正(平成20.4訓令7)

(指揮系統)

第7条 公安捜査隊が出動した場合は、警察本部長が特に命ずる場合のほか、事件発
生地の警察署長の指揮下に入るものとする。

本条…一部改正(平成20.4訓令7)

(事務の処理)

第8条 公安捜査隊に関する事務は、警備部公安課において行うものとする。

本条…一部改正(平成20.4訓令7)

附 則

- 1 この訓令は、平成10年9月7日から施行する。
- 2 鹿児島県警察特科隊の設置に関する訓令(昭和42年鹿児島県警察本部訓令第4号)は廃止する。

附 則 (平成20.4.25訓令7)

この訓令は、平成20年5月1日から施行する。